## 会議録

議	0	名	称	第2回清須市自転車等駐車対策協議会	
催		日	時	平成25年9月27日(金)午前10時~	
催		場	所	清須市新川体育館 大会議室	
			題	(1) 自転車等利用実態調査結果 (2) 駐車問題への対応策 (3) 次回の日程について	
議	議		料	会議次第 構成員名簿 第1回自転車等駐車対策協議会のまとめ 第1回清須市自転車等駐車対策協議会 補足資料 深夜残留自転車等のタグ貼り付け調査結果【速報版】 ・資料1自転車等利用実態調査結果 ・資料2自転車等駐車に関する課題と対応策	
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理 由)				公開	
聴	人	Ø	数	2人	
席委員			員	中村英樹会長 鈴木弘司副会長、石川雄二委員、川口礼 正委員、辻 武寿委員、服部総明委員、藤嶋克浩委員、堀 田知平委員、林由紀夫委員	
席委			員	山下善則委員、三輪和男委員、大竹孝三委員	
席	者	( 市	)	柴田企画部長、川松建設部長	
事 務 局				<総務部防災行政課> 鷲見総務部長、大橋総務部次長兼防災行政課長、三輪課長 補佐、後藤副主幹兼防災防犯係長、嶋中主任、竹内主事、 黒髪主事	
事務局 定刻になりましたので、只今から第2回清須市自転車等駐車対策協議会を開催いたします。 本日は委員の皆様方にはご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。 会議の開催に先立ちまして、本日、三輪委員、山下委員、大竹委員の3名からご欠席の連絡が入っておりますが、「清須市自転車等の放置の防止					
	イ   イ   イ   イ   イ   イ   イ   イ   イ   イ	催催   開   席     講   ・開   席     非場由   人     な合)   な合)     な合)   ならり	催     日       日場       日場       前       正規本が会       京       原       京	催日場日場場日場資資開そのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	

に関する条例」第16条第3項の規定に基づきまして、委員の半数以上が 出席しておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告いたしま す。

なお、本日は、「清須市付属機関等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により公開会議となっていますので、よろしくお願いします。傍聴 人各位におかれましては、「同要綱」第6条第4項の規定により、お手元 に配布しました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、議事を中村会長にお願いいたします。中村会長お願いいたします。

会長

あらためまして、おはようございます。

前回からだいぶ間があいておりますので、会に先立ちまして、前回のまとめの方を事務局より簡単にご説明いただきまして表題の方に入っていきたいと思います。事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

事務局

【第1回自転車等駐車対策協議会のまとめ】について説明

会長

前回は、前年度の清須市自転車等駐車場対策検討会の提言を受けた形で、まず市内の自転車等駐車の実態などについてご紹介いただきました。 今回は、それを受けた形でヒアリング等の調査結果を事務局から報告していただきます。

駅の乗降人員の定義については、改札口を通過する人員で、そのうち会社 をまたがる乗り換え客を把握することは難しいということです。

ここまでの説明について、ご質問等ございますか。

よろしければ、次第に沿って進めさせていただきます。

(1) 自転車等利用実態調査結果(資料1)、(2) 駐車問題への対応策 (資料2)について公益財団法人自転車駐車場整備センターから依頼を受 けております杉原設計事務所の方から説明をお願いいたします。

杉原設計事 務所

【(1)自転車等利用実態調査結果(資料1)、(2)駐車問題への対応 策(資料2)についての説明】

会長

ありがとうございました。それでは、次第の3「協議」に移ります。 説明事項ついてご意見等ありましたらお願いします。

石川委員

3点お伺いいたします。

まず、用語の使い方についてです。「駐車」と「駐輪」はどのような違いがあるのでしょうか。

杉原設計事 たとえば、条例等では、いわゆる「駐輪場」を「自転車駐車場」と呼称 務所 したりしますが、基本的に同じ意味です。

石川委員 各駐輪場の収容可能台数は、どういった基準で算定されているのでしょ うか。

事務局 自転車については、1台あたり40cm幅を基準として算定しています。

石川委員 あくまで自転車の収容可能台数ということですね。

事務局
その通りです。

石川委員 新清洲駅前のロータリーに駐車されている自転車等は、資料1による と、「放置」という扱いになっています。そこの敷地所有者は名鉄でしょ うか。

事務局市の所有です。

石川委員 放置であるのに、かなり整然と駐車されていますが、駐車してもよい場所としているのか、今後どのように対応していくのか、ご説明ください。

事務局 ロータリー周辺に路上の自転車等駐車場を設置しておりますが、収容能力を上回る自転車が集まっております。そのため、やむを得ず駐車させている状態です。

石川委員 新清洲駅周辺では、平日ピーク時でもいっぱいになっていない駐車場がいくつかあります。そういった施設を利用してもらえるようにすれば、放置も解消されるのではないでしょうか。

会長 資料1の33ページ以降、発生地分布の調査では、全車種が含まれているのでしょうか。

杉原設計事 自転車に限った集計としている。原付や自動二輪のサンプル数は非常に 務所 少ないため、記載はしておりません。

会長発生地以外の集計は、車種に関係なく集計しているということですか。

事務局その通りです。

石川委員

資料2の4ページにあるように、年間に自転車等の撤去を500台程度 行っているということだが、これに要する費用はどれくらいかかっている のでしょうか。

事務局 1台あたり500円です。

石川委員 撤去する業者にこの金額を支払っているのでしょうか。

事務局

その通りです。

会長

資料2の5ページ、表4に、経費が記載されているが、これには放置自 転車の処分にかかる費用も含まれていますか。

事務局

合計に含まれております。

副会長

資料1のアンケート調査の集計結果についての提案ですが、現在は単純 集計が示されているが、今後は、駅別であるとか、駅からの距離であると かそういったことも分析することで、駐輪場の適正な配置などの検討にも つながってくると思います。

また、資料1問5についても、問4で「利用する」あるいは「条件次第 で利用する」と回答した人に絞って集計することで、受益者負担の説明の 際に具体的で説得力のある資料になると思います。

また、資料1の5ページの「稲沢市清洲駅東第1自転車駐車場」のように 駅から離れた駐車場では、利用率が低い傾向にあります。ここは駅から3 00m以上離れた場所に立地しています。このように、自転車利用者に とって不便な立地の収容可能台数も含めて過不足台数を計算することは、 適切でないかもしれません。

会長

ありがとうございました。いずれも大変重要なご指摘でありました。 サンプル数が十分であるかどうかという問題もありますが、重要な部分に ついては、クロス集計も必要です。やはり、有料化後も利用する方の意見 や要望が重要であると思いますので、そのあたりを今後分析していただき たい。併せて、空間的な位置関係も分析していただきたい。

事務局

今、ご指摘いただいた件については、次回にお示ししたいと思います。

会長

資料1の23、24ページに全駅のまとめが箇条書きと表で示されてい ますが、このような重要なまとめの部分は、傾向を即座に把握するためグ ラフ等で図示していただきたい。今後、市民にも見ていただく際に、わか りやすいほうがよいので。

資料2については、詳細な調査結果に基づき、これから取り組むべき課 題を明示して、それに対してどのような方向性で取り組むべきか、12の 項目でまとめている。これについて、加除したほうがよいなどのご意見は ありますか。

私からまず2点確認します。

まず、8ページの【11】について、放置禁止区域に指定することで、ど ういった効果が現れるのか、評価されたことはありますか。

事務局

市内では、須ケロ駅周辺が唯一放置禁止区域に指定されております。 須ケロ駅周辺は、民間の有料駐車場が設置されているということと、歩行 者などの通行に供する駅前の空間が非常に狭いということ及び景観等に も配慮するという点で、指定している。しかし、指定の範囲が適切かどう かなどの検証や分析は行っていません。

会長

放置禁止区域に指定すると、どういったことが可能になるのか。

杉原設計事 務所 一般的には、条例等で放置禁止区域に指定することにより、市長の権限で、放置自転車等を撤去することが可能となります。

会長

指定されていないと、市の権限で、撤去できないという理解でよろしいか。

事務局

その通りです。須ケロ駅の禁止区域では、路上等の放置について、市が 撤去及び移動を行っております。

会長

市は、放置禁止区域内の放置自転車等と、市営自転車等駐車場内の長期放置自転車等を撤去しているということでしょうか。

事務局

その通りです。自転車の防犯登録番号により、警察に所有者照会を行っております。

会長

なぜこのような質問をしたかというと、放置禁止区域に指定することで どのような実行があるのか確認したかったということです。

放置禁止区域に指定する際の大原則として、駐車場の有料化とセットで考えていることですね。そういった意味で、須ケロ駅の放置防止対策は合理的であると思われます。

もう一点は、資料2の5ページ【8】について、必ずしも、民間事業者の参入を促進するために有料化や駐輪場問題に取り組むわけではないと思います。市として、特定の業態の事業者を優遇あるいは奨励することについて、いかがなものでしょうか。

趣旨としては理解できるので、「経営環境を改善する」という言い回しではなく、「民間事業者の活用」などという表現に改めたほうがよいのではないでしょうか。市だけではなく、既存の民間駐車場や、鉄道事業者と協力して駐車問題に取り組んでいくというニュアンスに変えたほうが趣旨に沿うかもしれません。

事務局

次回、今回のご指摘について修正したい。

辻委員

放置されている自転車等を、シルバーさんなどが民営や市営の自転車等 駐車場に移動するなど、市の権限として可能ですか。

たとえば、駐車場の枠外にはみ出ている自転車を枠内に移動するというこ

とです。

事務局

移動する権利はありません。

会長

名鉄さんもいらっしゃいますが、何かご意見等ありますか。

服部委員

駅まで自転車で来る方のうち、鉄道に乗車いただいている方が約9割ということで、その方の一部が放置をされているという実態は明らかであります。私どもも行政に対して、可能な限り協力していきたいと思います。

会長

どうもありがとうございます。他に意見等はありますか。 よろしければ、資料2の提案事項に沿って今後まとめていくということになります。

石川委員

資料2のⅢページ【4】について、新清洲駅とJR清洲駅では、いくつかの自転車等駐車場が廃止されるということになるが、駐車場確保に向けた、予算などの見通しを教えていただきたい。

川松委員

建設部長の川松です。この2駅は、ともに土地区画整理事業として都市 計画決定がされており、実施に向けた準備をしているところです。駐輪場 については、区画整理事業の中で用地を確保していくのか、または付近で 計画されている鉄道のほうの事業で確保していくのか、まだ計画として成 り立っておりません。

土地区画整理事業の中で用地を確保する場合、主体が、組合施工や市施工といったパターンがあります。JR清洲地区は組合施工であるので、地元の負担になってくるため、理解を得るために協議をする必要があると考えているところです。

会長

どの駐車場がいつ廃止されるのかということはまだ決定されていない と思いますが、今後はそういった動向も視野に入れながら、借地について 検討するなど、用地確保の可能性について検討を行っていくという理解で よろしいでしょうか。

事務局

その通りです。

JR枇杷島駅東口の自転車等駐車場は、土地区画整理事業のタイミングで整備した例です。そういった機を逃すと、手が打てなくなります。

会長

他によろしいでしょうか。

資料1の1ページに、調査・計画フローが示されているが、次回は市民意 識調査結果と、今回のご指摘を踏まえた資料が出てくると思います。

事務局

追加で、一点ほど説明事項がございます。

杉原設計事 務所	【残留自転車等のタグ貼り付け調査結果【速報版】について説明】			
会長	この結果についても、時系列で台数がどのように推移していくのかな ど、折れ線グラフにしていただくと分かりやすいので次回までにお願いし ます。では、次回の日程について、事務局から説明をお願いします。			
事務局	次回は、「自転車等駐車対策の基本方針」についてご議論を頂きます。 12月25日の午前10時からを予定しています。よろしくお願いいたし ます。			
会長	以上で進行を事務局にお返しいたします。			
事務局	これをもちまして第2回清須市自転車等駐車対策協議会を終了いたします。長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。 お疲れ様でございました。			
	【会議終了】			
会 議	の 結 果 会議の経過に示したとおり			